

一般公衆浴場又はその他の公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場、主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場を除く。）
構造設備・衛生措置基準調査票

施設名
調査年月日
調査者

年 月 日

(設置)						
根 拠				基準内容	有 無	備 考
条例	2		新たに設置される一般公衆浴場の設置の場所が既設の一般公衆浴場から直線による距離で350メートル以上離れたところでなければならない。			
			ただし、市長が予想される利用者の数、人口密度、土地の状況その他特別の事情を考慮し、公衆衛生上特に必要があると認めるときはこの限りでない。			
毎時最大浴場利用人員		一日最大平均利用予定人員×2／施設の営業時間			男性 人 女性 人	

(衛生措置等の基準)					
根拠		施設	基準内容	適否	備考
条例	3-1-23	出入口等	入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための設備を設けること。		
条例	3-1-25		入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。		※特例あり
条例	3-1-26		脱衣室および浴室は、公衆浴場の外部から見通すことができないようにすること。		※特例あり
条例	3-1-4	脱衣室	脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		
要領	Ⅱ-1-3-2		脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く）は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		男性 ㎡ 女性 ㎡ 合計 ㎡
条例	3-1-10	浴槽	浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。		
条例	3-1-8		浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		
要領	Ⅱ-1-4-9		浴槽内面積の合計は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人員×10/60×0.7㎡×1.2以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		男性 ㎡ 女性 ㎡ 合計 ㎡
条例	3-1-9	洗い場	洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		
要領	Ⅱ-1-4-5		洗い場の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人員×20/60×1.1㎡×1.5以上 (小数点以下第2位を四捨五入)		男性 ㎡ 女性 ㎡ 合計 ㎡

(衛生措置等の基準)

根 拠		施 設	基準内容	適否	備 考
条例	3-1-2	浴室全体	浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。		
条例	3-1-5		浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワー設備を設け、湯および水を十分に供給すること。		
要領	Ⅱ-1-4-6		洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水（湯）栓、洗い桶および腰掛を備えること。なお、給水（湯）栓は、男女それぞれの入浴者数に応じ、次により算出される数（組）以上であることが望ましい。 毎時最大浴場利用人員×20/60以上 （小数点以下第2位を四捨五入）		男性 個 女性 個 合計 個
条例	3-1-6		浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。		
条例	3-1-7	サウナ	蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備（「サウナ室又はサウナ設備」）を設置する場合は、温度計及び温度調節器を備えること。		※特例あり
条例	3-1-1	換気・照明	脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。		
条例	3-1-3		脱衣室および浴室の照明は、十分な照度を保つこと。		
要領	Ⅲ-1-3		脱衣室および浴室は床面で150～300ルクスであることが望ましい。		
条例	3-1-24	便所	男女用に区別した入浴者用便所を設け、石けん、消毒液その他これに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を設けること。		※特例あり
条例	3-1-11	水質基準	供給する湯および水の水質は、細則で定める基準に適合するものであること。		
条例	3-1-12	維持管理	浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（以下「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあつては、1週間に1回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。		※特例あり
条例	3-1-13		空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（以下「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空气中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。		
条例	3-1-14		気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。		
条例	3-1-15		循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（以下「集毛器」という。）を設けること。		
条例	3-1-16		循環ろ過設備は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。		
条例	3-1-17		集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。		
条例	3-1-18		水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。		

(衛生措置等の基準)

根 拠		施 設	基準内容	適否	備 考
条例	3-1-19	維持管理	脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1月に1回以上消毒し、常に清潔を保つこと。		
条例	3-1-20		連日使用型循環浴槽は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。		
条例	3-1-21		シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。		
条例	3-1-22		ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。		
条例	3-1-27		7歳以上の男女を混浴させないこと。		※特例あり

上記に記載のない事項については、公衆浴場における衛生等管理要領（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）によるものとする。

法 公衆浴場法

規則 公衆浴場法施行規則

条例 秋田市公衆浴場法施行条例

細則 秋田市公衆浴場法施行細則

特例 秋田市公衆浴場法施行条例に基づく衛生措置等の基準の特例

要領 公衆浴場における衛生等管理要領

○秋田市公衆浴場法施行条例に基づく衛生措置等の基準の特例

（条例第3条第7号、第12号および第24号に規定する基準に関する特例）

第2条 サウナ室又はサウナ設備を設ける公衆浴場のうち、サウナ室の出入口等の開閉により室内の温度調整が容易なものについては、条例第3条第7号中温度調節器に係る基準によらないことができる。

2 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する公衆浴場のうち、非循環型で気泡発生設備等を用いない公衆浴場については、次の各号のいずれかに該当する場合、条例第3条第12号に規定する基準によらないことができる。
ただし、公衆浴場法施行細則（平成9年秋田市規則第15号）第2条に規定する水質の基準を満たすことができない場合を除く。

- (1) 常時新たな湯水の供給により浴槽から溢水させるとともに、浴槽水を滞留させないよう措置されている場合であって、1週間に1回以上は完全換水による清掃消毒が行われているとき。
- (2) 地底、岩盤からの湧出による温泉を自然地形等の利用により使用する浴場で、完全換水することが困難な場合であって、常時溢水等により清浄が保たれているとき。
- (3) その他、施設形態、地形的状況等の特性により、衛生上特に支障がないと認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、条例第3条第24号中便所の男女用の区別に係る基準によらないことができる。

- (1) 公衆浴場の利用者を男女いずれかに限定するとき。
- (2) 日又は時間等を単位として、男女を区別して利用させる浴室であるとき。

（条例第3条第25号から第27号までに規定する基準に関する特例）

第3条 家族風呂（主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした公衆浴場をいう。）において入浴させる場合、条例第3条第25号および第27号に規定する基準によらないことができる。

2 入浴に介助を要する者およびその者を介助する者のみを入浴させる浴室については、条例第3条第25号中浴室に係る基準および第27号に規定する基準によらないことができる。

3 風紀上支障がない水着等を着用（以下、「着衣」という。）して入浴させる場合、入浴者に着衣で利用させる場所（浴槽、サウナ室等）については、条例第3条第25号から第27号までに規定する基準によらないことができる。

○水質基準

	浴槽内の湯又は水	浴槽水以外の湯又は水
色度		5度以下
濁度	5度以下	2度以下
水素イオン濃度		5.8以上8.6以下
全有機炭素の量 又は 過マンガン酸カリウム消費量	8mg/L 又は 25mg/L	3mg/L 又は 10mg/L
大腸菌	1個/mL以下	検出されないこと
レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満	10CFU/100mL未満